

社会保険事業状況（平成17年6月現在）

I. 医療保険

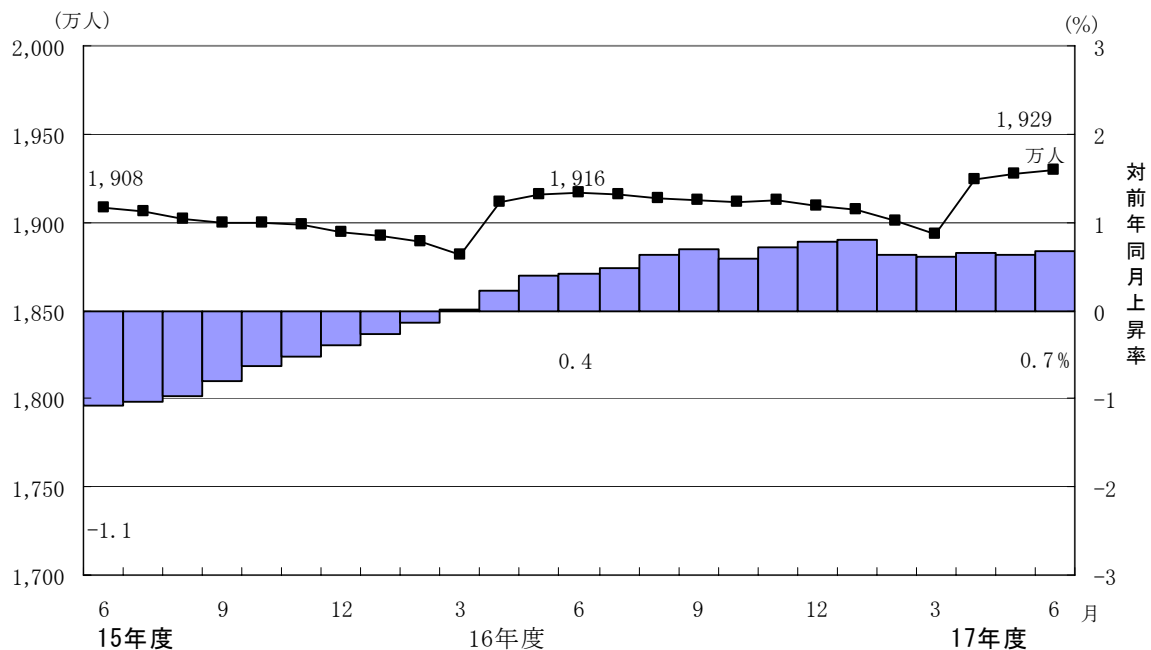
1. 総括

(1) 適用状況

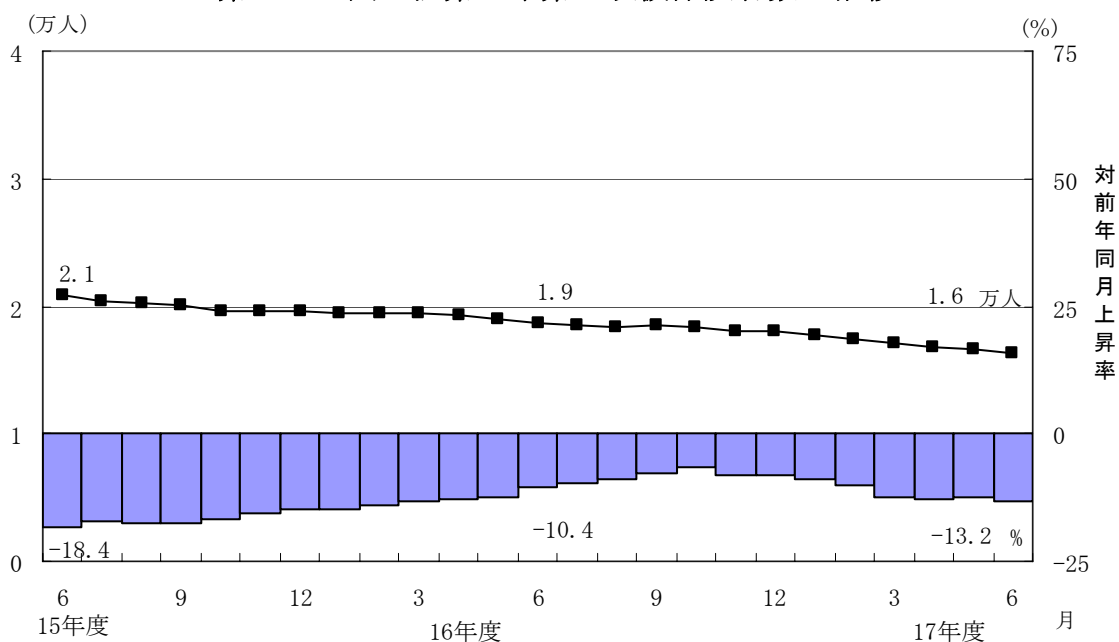
平成17年6月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,929万1千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万6千人である。前年同月と比べてみると政管健保は12万7千人（対前年同月比0.7%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.4%減）、船員保険は1千人（同1.7%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少に転じているが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,465万5千人（16年3月）、国民健康保険5,123万6千人（16年3月）、共済組合443万3千人（16年3月）となっている。

また、平成17年6月末現在の政管健保適用の事業所数は150万4千（対前年同月比0.8%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.3%減）、17年5月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同8.3%減）となっている。

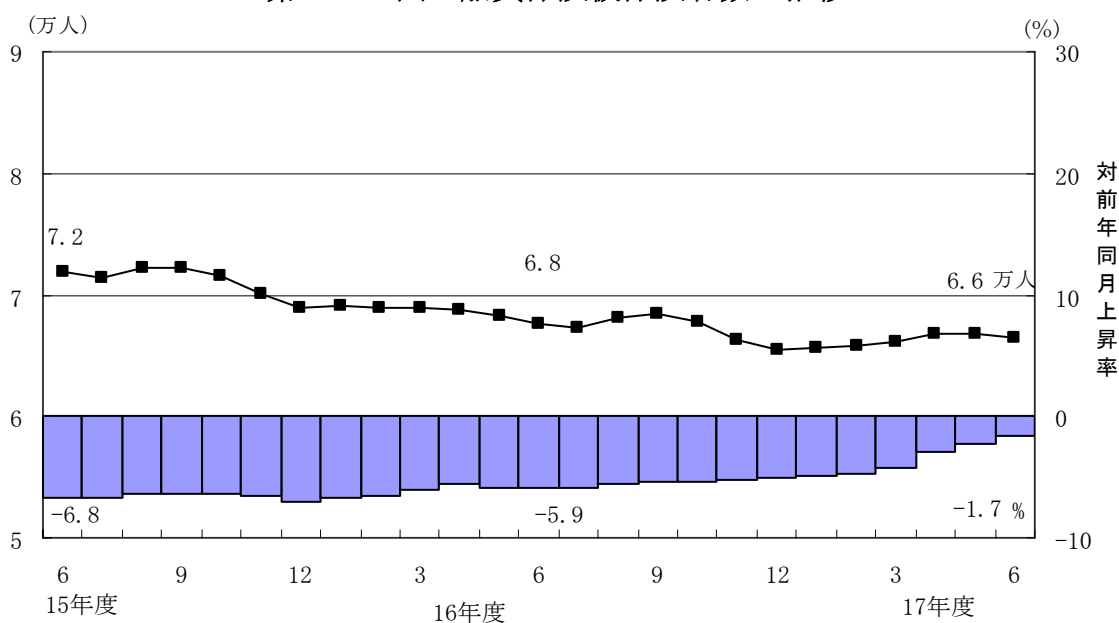
第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第 3 条第 2 項被保険者数の推移



第 I - 3 図 船員保険被保険者数の推移



平成17年6月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万863円(対前年同月0.0%減)となり平成10年10月から減少に転じている。船員保険38万197円(同0.7%減)である。また、法第3条第2項被保険者の17年5月末の賃金日額の平均は1万2,956円(同3.2%増)である。

平成17年6月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保13万8千か所、法第3条2項被保険者12か所、船員保険の船舶所有者数274か所となっている。被保険者数は、政管健保300万3千人、法第3条2項被保険者1千人、船員保険4千人となっており、標準賞与額

の平均は、政管健保38万6千円、法第3条第2項被保険者11万8千円、船員保険72万2千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年6月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,276万1千人(対前年同月比0.8%増)、法第3条第2項被保険者1万5千人(同11.7%減)、船員保険7万6千人(同2.3%減)である。

平成17年6月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万4,649円(対前年同月比0.3%減)、船員保険40万6,167円(同0.9%減)である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年5月末の賃金日額の平均は1万3,039円(同2.8%減)である。

(2) 給付状況

平成17年6月の保険給付費は、政管健保3,352億1千万円(対前年同月比2.1%増)、法第3条第2項被保険者分3億円(同7.4%減)、船員保険21億4千万円(同0.2%増)である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円(同1.2%増)、法第3条第2項被保険者1万8千円(同5.1%増)、船員保険3万2千円(同1.2%増)である。

(3) 診療費の状況

平成17年6月の診療費(患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。)は、政管健保3,374億5千万円(対前年同月比1.7%増)、法第3条第2項被保険者分2億5千万円(同10.3%減)、船員保険18億3千万円(同3.2%減)である(第I-1表参照)。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年6月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	億円			
政管健保	20,710	40,500	3,374	1.4	△ 0.9	1.7
法第3条第2項	13	32	3	△ 9.0	△ 12.2	△ 9.7
組合健保	17,006	31,609	2,479	1.3	△ 1.0	0.6
船員保険	93	201	18	△ 2.7	△ 5.3	△ 3.2
共済組合	5,485	10,114	794	0.4	△ 1.9	0.2
小 計	43,308	82,456	6,668	1.2	△ 1.1	1.1
国 保	29,587	68,998	6,619	4.8	2.8	5.8
老人保健	22,230	69,754	7,935	△ 3.6	△ 4.1	△ 0.4
合 計	95,125	221,208	21,222	1.1	△ 0.9	1.9

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成17年6月末現在の被保険者数1,929万1千人のうち、男子の被保険者数は1,206万9千人（対前年同月比0.7%増）、女子は722万2千人（同0.7%増）である。また、任意適用被保険者数は50万8千人（同1.2%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は46万2千人（同9.2%減）で、全体の2.4%である。

平成17年6月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万1,004円（対前年同月比0.2%減）、女子が21万3,778円（同0.4%増）で、女子は男子の66.6%となっている。

平成17年6月末現在の被扶養者数は1,657万4千人で、扶養率は0.859となっている。

(2) 給付状況

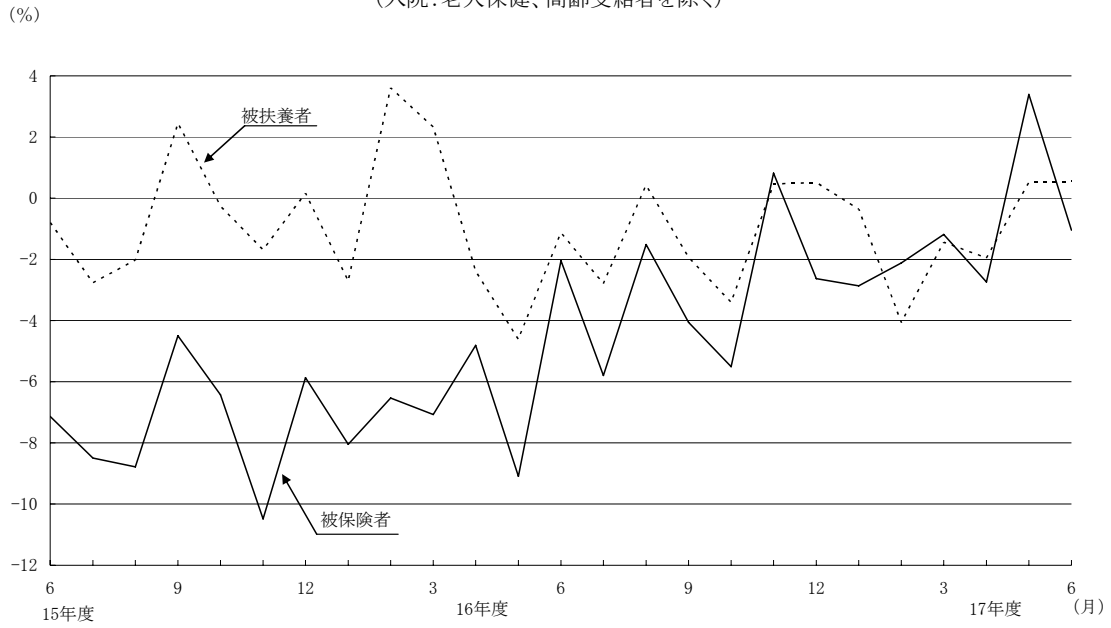
平成17年6月の保険給付費は、3,352億1千万円（対前年同月比2.1%増）となっており、うち、医療給付費は3,076億1千万円（同2.6%増）で保険給付費の91.8%を占めている。また、傷病手当金は114億9千万円で保険給付費の3.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

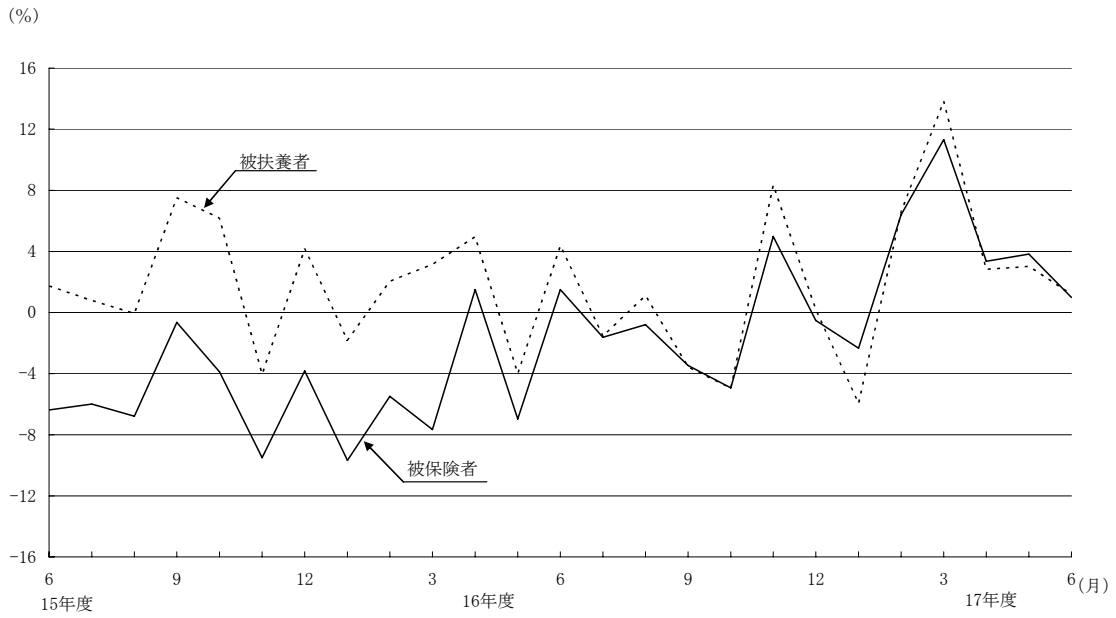
平成17年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,422円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,824円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,362円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が552.45、被扶養者が650.15、高齢受給者が1,415.13であり、1件当たり日数は、被保険者が1.94日、被扶養者が1.95日、高齢受給者が2.44日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,811円、被扶養者が7,742円、高齢受給者が9,653円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第 I - 4 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)



第 I - 5 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成17年6月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比11.5%減）、女子は4千人（同15.0%減）である。

平成17年6月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.619となっている。

(2) 給付状況

平成17年6月の保険給付費は、3億円（対前年同月比7.4%減）となっており、うち、医療給付費は2億4千万円（同2.4%減）で保険給付費の80.8%を占めている。また、傷病手当金は5千万円で、保険給付費の18.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,233円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,522円、高齢受給者の1人当たり診療費は13,780円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が508.38、被扶養者が457.71、高齢受給者が754.19であり、1件当たり日数は、被保険者が2.54日、被扶養者が2.41日、高齢受給者が2.71日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,911円、被扶養者が8,522円、高齢受給者が6,735円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成17年6月末現在の被保険者数6万6千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比2.2%増）、漁船（い）が1千人（同0.4%減）、漁船（ろ）が2万人（同4.4%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同21.6%減）である。

平成17年6月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万2,652円（対前年同月比1.6%減）、漁船（い）が37万8,837円（同2.4%増）、漁船（ろ）が32万4,920円（同0.1%増）である。平成17年6月末現在の被扶養者数は10万8千人で、扶養率は1.620である。

(2) 給付状況

平成17年6月の保険給付費は、21億4千万円（対前年同月比0.2%減）となっており、うち、医療給付費は17億6千万円（同0.8%減）で、保険給付費の82.3%を占めている。また、傷病手当金は3億1千万円で、保険給付費の14.3%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年6月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,742円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,313円、高齢受給者の1人当たり診療費は39,799円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が489.24、被扶養者が618.09、高齢受給者が1,321.96であり、1件当たり日数は、被保険者が2.32日、被扶養者が2.04日、高齢受給者が2.88日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,334円、被扶養者が8,186円、高齢受給者が10,458円である。